

<報道発表資料>

令和5年11月1日

災害時の徒歩帰宅を支援します！

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結事業者が増えました

県では、首都圏における広域的な帰宅困難者対策への取組として、各民間事業者等と帰宅困難者支援協定を締結し大規模災害に備えています。

このたび、埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合と新たに協定を締結いたしますのでお知らせいたします。

今後とも、県では民間事業者等と連携を深め、一層の防災体制の強化に取り組んでいきます。

1 協定名

災害時における帰宅困難者支援に関する協定

2 締結日

令和5年11月1日（水曜日）

3 協定の内容

地震等の大規模災害時に交通途絶した場合、徒歩帰宅者に以下のサービスを提供する。

- (1) 水道水及びトイレの提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等による災害に関する情報の提供
- (3) 一時的な休憩の場の提供

※ 本協定に基づく支援の提供店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と言い、下記ステッカーが目印です。



#### 4 相手方

埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合

理事長 田村 眞

#### 5 埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合の加盟店舗数

県内 81 店舗（令和 5 年 4 月 1 日現在）

#### 6 参考

本協定のほか、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）においてもコンビニ事業者等 27 団体と協定を、また県独自でガソリンスタンド事業者等 2 団体と協定を締結しています。